

『日本スヌーズレン協会』会則

第1章 総則

[名称]

第1条 本会は、日本スヌーズレン協会という。

[目的]

第2条 本会は、まず、スヌーズレンについて、日本国内の様々な分野において、その理念が正しく理解されるための啓発活動を行うことを目的とする。次に、より良い実践や研究が実施されるために、情報提供、情報交換を行うことを目的とする。このことより、日本でのスヌーズレンの発展に寄与する。

[事務所]

第3条 本会の事務所を、「プレイジウム」（兵庫県姫路市飾磨区英賀宮台 51）内に置く。

[事業の種類]

第4条 本会は、上記の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. スヌーズレンに関する情報の収集と提供
2. スヌーズレンに関する調査研究事業
3. スヌーズレンに関する講演会、セミナー等の実施
4. スヌーズレンに関する情報誌の発行
5. その他本会の目的の達成に必要とされる事業

第2章 会員

[会員の種別]

第5条 本会の正会員は、次の個人会員及び団体会員とする。

①個人会員は、スヌーズレンに深い興味を持ち、実践と探求をめざす個人の会員である。個人会員は総会に出席して議決を行い、役員選出においては選挙権、被選挙権を有する。

②団体会員は、スヌーズレンに深い興味を持ち、実践と探求をめざす施設、機関とする。団体会員は、2名分の議決権、選挙権および被選挙権を有する。

2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同して本会に対し財政的援助その他の協力を行うものとする。

[入会]

第6条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

[会費]

第7条 会員は毎年1回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は総会で定めるものとする。

[退会]

第8条 本会を退会しようとするものは、事務局に退会の旨を届け、任意に退会することができる。

[会費の不返還]

第9条 本会は、会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

第3章 役員及び顧問

[種類及び定数]

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人をチーフ・コーディネーター、1人をチーフ・スーパーバイザーとする。

[選任等]

第11条 理事及び監事は総会において、正会員より選任されるものとする。

2 会長、チーフ・コーディネーター及びチーフ・スーパーバイザーは、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、理事を兼ねることはできない。

[職務]

第12条 理事は、理事会を構成し、会則を定め、総会及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

3 チーフ・コーディネーターは会長を補佐し業務を掌握し、会長に事故のある時又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 チーフ・スーパーバイザーは、スヌーズレンの哲学、実践、研究などに関する全般のスーパーバイズを行なう。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

[任期]

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

[運営委員会の設置]

第14条 本会の運営を円滑に行うために、理事会の議決により運営委員会を置くことができる。

[顧問]

第15条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第4章 総会

[種別]

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

[構成]

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

[権能]

第18条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任
- (2) 年会費の額
- (3) 会則の変更
- (4) 協会の存続
- (5) 解散した場合の残余財産は公益性の高い用途の決定をする
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

[開催]

第19条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をした場合
- (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

[召集]

第20条 総会は、会長が召集する。

[議長]

第21条 総会の議長は、出席した理事のうちから会長が指名する。

[定足数]

第22条 総会は、正会員の10分の1以上の出席がなければ議決することができない。

出席については委任状を持ってそれに代えることができる。

[議決]

第23条 総会の議事は、出席した正会員の話し合いをもって決する。

[議事録]

第24条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちか

らその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

第5章 理事会

[構成]

第25条 理事会は、理事を持って構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

[権能]

第26条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他、運営に関する事項

[開催・召集]

第27条 理事会は、会長が必要と認めた場合に召集し開催する。

[議長]

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

[定足数]

第29条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

[議決]

第30条 理事会の議決については話し合いをもって決する。

[議事録]

第31条 議長は、理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

[資産の構成]

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

[資産の管理]

第33条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

[経費の支弁]

第34条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

[事業年度]

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[事業計画及び収支予算]

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。但し、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

[事業報告及び収支決算]

第37条 本会の事業報告書、収支計算書の決算に関する書類は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会に報告しなければならない。

[剰余金の処分]

第38条 本会の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 雑則

[事務局]

第39条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

[実施細則]

第40条 この会則の実施に関しては必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成11年10月16日から施行する。
- 2 この会則の改正は、平成19年5月12日から施行する。
- 3 この会則の改正は、平成27年4月1日から施行する。